

デスティネーションタイランドビザ（DTV）

入国目的	入国後滞在可能な期間
ワーケーション（デジタルノマド・リモートワーカー・タレント・フリーランサー等）	タイへ入国した日から 180 日（1 回の入国につき） ※入国後、1 度のみタイミグレーション事務にて更に 180 日の滞在期間の延長申請可能
タイのソフトパワー関連活動 （ムエタイ、クッキングスクール、医療治療等）	
DTV ビザ保持者の配偶者および 20 歳未満の子ども	

ビザ有効期限	ビザ申請料金
マルチプル 発行日から 5 年間	52,000 円
※ビザ申請料金の支払い方法は、e-Visa 公式ホームページ上にてクレジットカード（Visa or Master Card）決済のみとなります。 お支払い完了後、いかなる場合でも返金できかねますので、予めご了承ください。	

全ての入国目的共通の必要書類		
以下の書類は鮮明な JPEG 形式および、PDF 形式でアップロードする必要があります。 (1. と 2. は JPEG 形式で、3.-5. は PDF 形式でアップロードしてください。各ファイルのサイズは 3MB 以下でお願いします。)		
1	パスポートまたは渡航書面のバイオデータページ	
2	過去 6 か月以内に撮影した写真	
3	現在の滞在場所を示す書類：以下の書類を同一ファイルにまとめてアップロードしてください。 3.1 日本国籍者の申請者：マイナンバーカードもしくは、運転免許証 日本国籍以外の申請者：在留カードのコピー（有効期限が 3 か月以上あるもの） 3.2 航空チケット	
4	財務証明：過去 3 か月分の銀行取引明細書を提出してください。 残高は 500,000 バーツ相当額以上である必要があります。 通貨は日本円(JPY)、タイバーツ(THB)、または米ドル(USD)のいずれかで構いません。 (未成年の申請者の場合、保護者名義の銀行取引明細書を提出することが可能です。)	
以下の目的に該当する必要書類		
5.-6.	ワーケーション (デジタルノマド／リモートワーカー／ タレントフリーランサー等)	5. 以下該当する書類のいずれか一つ： - 在職証明書および会社登記簿謄本 - 企業等との業務委託契約書 - プロフェッショナルポートフォリオ（これまでの業績や成果を示す資料）
	タイのソフトパワー関連活動 (ムエタイ、クッキングスクール、医療治等)	5. 活動参加確認書（ジム・学校等発行） または医療機関のアポイントメントレター等
	DTV ビザ保持者の配偶者および 20 歳未満の子ども	5. DTV ビザ保持者の DTV ビザ 6. 家族関係を証明する公的書類（戸籍謄本等）

※申請内容により、追加書類を要求する場合がございますので、予めご了承ください。